

■入院期間が180日を超える場合の費用の徴収

当院では同じ症状による通算の入院が180日を超えると、患者様の状況によっては健康保険からの入院基本料の15%が病院に支払われません。180日を超えた日からの入院が選定療養の対象となり、入院基本料の15%は選定療養費として患者様の負担となります。

一般病棟入院料(7対1入院基本料) : 2,785円(税込)

ただし、以下の状態にある患者様は選定療養の対象とはなりませんので、選定療養費の徴収はいたしません。

- ◎厚生労働大臣が定める難病に罹られている方
- ◎重症者病室に入院されている方
- ◎重度の四肢不自由者・重度の意識障害者
- ◎脊髄損傷等の重度障害者
- ◎人工呼吸を使用されている方
- ◎人工透析を週2回以上実施されている方

社会医療法人社団光仁会

総合守谷第一病院